

岐阜県東濃牧場に係る指定管理者の指定について

農政部畜産振興課

1 趣 旨

「岐阜県東濃牧場」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県東濃牧場
- ・所在地 恵那市長島町鍋山4-66
- ・設置目的 乳用雌牛育成や夏期の預り放牧を行うことで、農家の労働負担軽減を図り、家畜資源の確保及び畜産経営の合理化に資する。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社（岐阜市藪田南5丁目14番12号）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 一般社団法人岐阜県農畜産公社
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

当該候補者は、牧場整備と同時に、牧場業務を委託するため県及び農業関係団体の出資により設立された団体であり、本県における酪農、肉用牛振興の推進の一翼を担い、畜産研究所等と連携し、雌雄判別受精卵を活用した乳用初妊牛の供給を行うなど、家畜育成に関して十分な知識、技術、実績を有しているため。

また、県内に乳用牛及び肉用牛育成の飼養管理技術と経験を持ち合わせた職員を複数抱える組織は他にない。

このため、一般社団法人岐阜県農畜産公社を特定者指名とする。

【参考】選定の経緯

令和7年8月6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。